特定教育・保育施設における利用定員の設定について

１　子ども・子育て会議の役割について

　　　子ども・子育て支援法第77条の規定により、市町村子ども・子育て会議の役割として、以下の事務を処理することとされています。

○ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項（法第31 条第２項）

市町村長が行う「確認」に際して必要となる「利用定員の設定」にあたり、あらかじめ、市町村子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

2　利用定員について

　　　利用定員は、子ども・子育て支援新制度において、施設・事業者が施設型給付の対象となることの確認を受ける際に定める人数であり、その設定は、１号・２号・３号認定子どもの区分に応じて市町村が行うことになります。

利用定員の設定にあたっては、認可定員の範囲内で設定することが必要であり、認可定員を超えて設定することはできません。

※1　施設型給付とは特定教育・保育施設を通じた共通の給付です。

※2　認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。教育・保育施設については、大阪府が認可を行います。

3　尾崎地区の幼保連携型認定こども園整備に伴う教育・保育施設に係る利用定員（等）について

　　　教育・保育施設に係る認可及び利用（予定）定員は以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 施設の名称 | | | 認可（予定）定員数 | | | | | 利用（予定）定員数 | | | | |
| 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
| 0歳 | 1~2歳 | 0歳 | 1~2歳 |
| 創設 | （仮称）森のあるこども園 | 変更前 | ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 変更後 | ② | 60 | 84 | 6 | 44 | 194 | 60 | 84 | 6 | 44 | 194 |
| 廃止 | 尾崎幼稚園 | 変更前 | ③ | 105 | 0 | 0 | 0 | 105 | 105 | 0 | 0 | 0 | 105 |
| 変更後 | ④ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 廃止 | 尾崎保育所 | 変更前 | ⑤ | 0 | 93 | 3 | 24 | 120 | 0 | 93 | 3 | 24 | 120 |
| 変更後 | ⑥ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 増減（②-③‐⑤） | | | ⑦ | -45 | -9 | +3 | +20 | -31 | -45 | -9 | +3 | +20 | -31 |

※（仮称）森のあるこども園とは、旧尾崎中学校用地に開園予定の幼保連携型認定こども園です。